

平成29年 2月27日
 三重県
 総務部 財政課
 連絡先 059-224-2216

平成29年度 第1号補正予算について

今回の補正予算は、県の厳しい財政状況を考慮して職員給与費等を減じるとともに、当初予算で一部計上を見送った退職手当について、それぞれ所要の措置を講じるものです。

【1号補正後の予算規模】

(単位:千円、%)

	28年度最終 補正後予算 額 ①	29年度補正 前の額 ②	1号補正額	補正後累計 ③	伸び率	
					③/①	③/②
一般会計	735,109,468	701,109,920	1,804,388	702,914,308	▲4.4	0.3
特別会計	172,071,359	203,063,938	▲674,082	202,389,856	17.6	▲0.3
企業会計	39,046,299	38,449,063	▲24,567	38,424,496	▲1.6	▲0.1
合計	946,227,126	942,622,921	1,105,739	943,728,660	▲0.3	0.1

I 一般会計の内容

1,804,388千円

1 歳入

(1) 基金繰入金

1,804,388千円

平成29年度予算における財源確保策として、一般職の特例的な給与減額を平成29年度から平成31年度までの3ヵ年に分けて実施することに伴い、平成30年度及び平成31年度の2年間の給与減額分に相当する金額について、環境保全基金から繰入(一時的借入)を行う。

2 歳出

(1) 人件費（職員給与費） 2,479,728千円

知事等の給与の特例に関する条例案に基づき、特別職及び一般職の給与費について1,235,194千円を減額補正する一方、平成29年度当初予算で一部計上を見送った退職手当について3,714,922千円を増額補正する。

○知事等の給与の特例に関する条例案に基づく給与費の減額

①給料

知事：20%、副知事：15%、
教育長・公営企業管理者・代表監査委員・危機管理統括監：10%、
部長級職員：3.7%、次長級職員：3.3%
上記以外の管理職員：2.8又は2.3%

②期末・勤勉手当

一般職（危機管理統括監を除く）及び現業職員の勤勉手当 0.085月／年
一般職の任期付研究員及び任期付職員の期末手当 0.085月／年

③実施期間

上記①は、平成29年度のみ
上記②は、平成29年度～平成31年度までの3年間

※三会計総額は、平成29年度単年度で約13億円、3年間で約31億円。

(2) 特別会計・企業会計（給与費の減額）への繰出金等 ▲8,674千円

あすなる学園事業特別会計、子ども心身発達医療センター事業特別会計及び病院事業会計の給与費の減額に基づき、一般会計からの繰出金等について減額補正を行う。

(3) 県債管理特別会計への繰出金 ▲666,666千円

平成29年度当初予算における財源確保策として、臨時的に県債管理特別会計への繰出金を666,666千円減額補正する。

Ⅱ 特別会計の内容

▲674,082千円

歳出

1 県債管理特別会計 ▲666,666千円

平成29年度当初予算における財源確保策として、臨時的に県債管理基金積立金を666,666千円減額補正する。

2 子ども心身発達医療センター事業特別会計 ▲7,144千円

3 流域下水道事業特別会計 ▲170千円

4 あすなろ学園事業特別会計 ▲102千円

知事等の給与の特例に関する条例案に基づき、職員給与費の減額補正を行う。

Ⅲ 企業会計の内容

▲24,567千円

歳出

1 病院事業会計 ▲12,751千円

2 水道事業会計 ▲6,210千円

3 工業用水道事業会計 ▲4,187千円

4 電気事業会計 ▲1,419千円

知事等の給与の特例に関する条例案に基づき、職員給与費の減額補正を行う。